

B 型慢性肝炎または B 型肝炎ウイルスキャリアと診断された皆さまへ

検査・治療は継続しましょう

治療費の助成についての詳細は、うら面をご覧ください。



B 型肝炎とは

B 型肝炎ウイルスの感染によって起こる肝臓の病気で、B 型急性肝炎と B 型慢性肝炎があります。B 型急性肝炎は、成人が初めて B 型肝炎ウイルスに感染して発病したものであり、B 型慢性肝炎は、B 型肝炎ウイルスに持続感染している人 (HBV キャリア) が発病したものです。

B 型慢性肝炎を放置すると、病気が進行して、肝硬変、肝がんへ進展する場合がありますため、注意が必要です。

B 型慢性肝炎の治療

B 型慢性肝炎の治療は大きく分けて、抗ウイルス療法 (インターフェロン (IFN) 療法、核酸アナログ製剤療法) と肝庇護療法があります。

B 型慢性肝炎では、ウイルスを体から完全に排除することが難しいため、治療の目的は「**ウイルスの増殖力を低下させ、肝炎を沈静化させること**」となります。

B 型慢性肝炎の治療方法

抗ウイルス療法

核酸アナログ製剤療法 (内服薬)

- ・ 肝炎ウイルスの増殖を抑制する治療法
- ・ 35 歳以上の非若年者が対象
- ・ 35 歳未満でも進行した慢性肝炎・肝硬変患者が対象
- ・ 有効率は 80% 以上
- ・ **投与を中止すると、ほとんどの場合、肝炎が再発するため、一生涯内服継続が必要**

インターフェロン療法 (注射薬)

- ・ 肝炎ウイルスの増殖を抑制する治療法
- ・ 一般に 35 歳未満が対象
- ・ あまり進行していない慢性肝炎が対象
- ・ 有効率は 30% 程度

肝庇護療法 (内服薬, 注射薬)

- ・ 肝機能を正常化し、肝炎の進行を抑える治療法 (グリチルリチン製剤、ウルソデオキシコール酸など)
- ・ 治療効果は高くない。

セロコンバージョンについて

B 型肝炎ウイルス検査において、HBe 抗原が陽性 (ウイルス量が多く、感染力が強い状態) から、HBe 抗原が陰性かつ HBe 抗体が陽性 (ウイルス量が少なく、感染力が弱い状態) となることをセロコンバージョンと言い、一般に肝炎が沈静化した状態となります。しかし、一部の方においては肝炎が持続し、肝硬変や肝がんへ進展することがあるため、**セロコンバージョンが起きた方についても、定期的 (概ね 3~6 か月に 1 度) な受診・検査をお勧めします。**

また、健康保菌者 (ヘルシーキャリア) の方からも、肝炎を発症することなく肝がんを発症することがあるため、**B 型肝炎ウイルスキャリアと診断された健康保菌者の方についても、定期的 (概ね 3~6 か月に 1 度) な受診・検査をお勧めします。**

**B 型慢性肝炎では、継続的な治療が必要となります。
詳しくは肝臓専門医にご相談ください。**



肝炎治療費助成制度について

県では、B型慢性肝炎（代償性肝硬変、非代償製肝硬変）の患者様に対し、治療費の助成を行っています。

対象となる方

○県内に住所があり、県指定の専門医療機関で、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療を要すると診断され、県が認定した方

○核酸アナログ製剤治療については、治療継続が必要と専門の医師が認めた場合、更新の申請を行うことができます。

助成の内容

インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療にかかる保険診療の患者負担額（月額）から、次の患者負担額の上限（月額）を除いた額（ただし、医療保険から支給される高額医療費等は助成額に含まれません）。

○患者負担額の上限（月額）

世帯の市町民税（所得割）課税年額に応じて

1万円（市町民税所得割が235,000円未満）

2万円（市町民税所得割が235,000円以上）

○助成期間：申請書を提出した月の初日から原則1年間

（ただし、核酸アナログ製剤治療については、更新申請があります。）

申請手続き

○申請書やそれに添付する所定の診断書等は県保健所窓口等で配布しています。

○診断書は、県指定の専門医療機関（専門医療機関はかかりつけ医がご紹介します。）によるものがが必要です。

○世帯全員の市町民税（所得割）課税年額により、負担額の上限を決定するため、世帯全員の市町民税（所得割）課税年額の状況を確認できる書類の提出が必要です（一部除外可）。

○申請書類は、県庁又は最寄りの県保健所担当窓口へ提出してください。

担当窓口

保健所等名	担当課	所管区域	所在地	電話番号
広島県庁	薬務課	県内全域	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3078
西部保健所	保健課	大竹市、廿日市市	〒738-0004 廿日市市桜尾2-2-68	0829-32-1181
西部保健所 広島支所	厚生保健課	安芸高田市、 安芸郡、山県郡	〒730-0011 広島市中区基町10-52	082-513-5526
西部保健所 呉支所	厚生保健課	呉市、江田島市	〒737-0811 呉市西中央1-3-25	0823-22-5400
西部東保健所	保健課	竹原市、東広島市、 豊田郡	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911
東部保健所	保健課	三原市、尾道市、 世羅郡	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	0848-25-2011
東部保健所 福山支所	厚生保健課	福山市、府中市、 神石郡	〒720-8511 福山市三吉町1-1-1	084-921-1311
北部保健所	保健課	三次市、庄原市	〒728-0013 三次市十日市東4-6-1	0824-63-5181